

議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会記録

開会年月日	令和3年1月27日
開会時刻	午後0時58分
閉会時刻	午後1時17分
出席委員名	◎西山 則夫 ○品川 幸久 福井 輝夫 辻 孝記
	吉井 詩子 久保 真 吉岡 勝裕 楠木 宏彦
	浜口 和久（議長）
欠席委員名	—
署名者	西山 則夫
担当書記	中居 渉
協議案件	1 伊勢市議会情報通信機器使用基準について
説明者	議会事務局長、次長、議事係長、調査係長、
	議事係書記、調査係書記

会議の概要

西山会長の開会宣告の後、直ちに会議に入り、「伊勢市議会情報通信機器使用基準について」を議題とし、広報検討分科会会長から報告を行い、議会のあり方調査特別委員会へ報告することを確認した後、タブレット端末を活用した「議会のペーパーレス化について」広報検討分科会で協議していくことを確認し、閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後0時58分

◎西山則夫会長

ただいまから議会のあり方調査特別委員会企画調整部会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

本日御協議いただきます案件は、お手元の事項書のとおりです。

それでは、「伊勢市議会情報通信機器使用基準について」を議題といたします。

広報検討分科会、吉井会長から説明をお願いいたします。

○吉井広報検討分科会会長

それでは、広報検討分科会から「伊勢市議会情報通信機器使用基準（案）」について御説明申し上げます。

令和2年9月議会において、議会へのタブレット端末の導入を議員の皆様にご賛同いただき、補正予算をお認めいただきました。

その後、当分科会で使用基準（案）を作成いたしました。

資料、「伊勢市議会情報通信機器使用基準（案）」を御高覧いただきたいと思います。

まず、第1条の「目的」にこの使用基準の目的を規定し、第2条の「定義」に用語を記載しております。

次に、第3条の「情報通信機器の貸与等」でございます。ここでは、議長は、会議及び議員活動に使用するため、議員及び議会事務局職員に情報通信機器を貸与するものとし、他人への貸与、譲渡の禁止といたしております。

次に、第4条の「情報通信機器の取扱い」でございます。ここでは、適切なパスワード管理等を行い、第三者に不正利用されないよう努めなければならない。ソフトウェアのダウンロードは、会議及び議員活動に必要なものに限るといたしております。

次に、第5条の「情報通信機器に関する禁止事項」でございます。ここでは、情報通信機器の改造及び性能、機能等の変更、削除を行うこと、また、SNS及び掲示板等で他者を誹謗中傷する情報を発信することを禁止しております。

次に、第6条の「会議中における禁止事項」、第7条の「違反行為に対する措置」でございます。ここでは、会議進行の迷惑になる行為を行うことを禁止し、違反する者に対しては、議長または会議の長から注意を与えるものとする。そして、従わない場合には情報通信機器の使用を停止させることができる、といたしております。また、会議での運用等については、今後議会運営委員会にて御協議いただくこととなります。

次に、第8条の「使用者の遵守事項」でございます。ここでは、データの紛失、き損等の防止に努めること、個人情報が出ないよう留意すること等、遵守事項を定めております。

次に、第9条の「セキュリティ対策」、第10条の「事故等があった場合の責任の所在と対応措置」でございます。ここでは、ウイルス検査を義務付けており、検査を怠ったことによるウイルス感染、情報通信機器の紛失等による個人情報の漏えい等の責任は、当該使用者において誠実に対応するものとし、事故が発生した場合は速やかに議長に報告する、故意または過失により損傷、紛失した場合は当該使用者がその修理等に係る経費を負担するものとする、といたしております。

次に、第11条の「電子メールの取扱い」、第12条「電子メールによる各種通知等」でございます。ここでは、メールアドレスを全議員に付与し、事務局や議員等の間で情報交換に使用できることといたしております。

次に、第13条の「通信費等の費用負担」でございます。ここでは、Wi-Fi環境以外での通信方法について、モバイルWi-Fiルーターを契約する場合、その通信費用は、政務活動費から2分の1を上限として支出することができると規定するものでございますが、詳細につきましては今後、各派代表者会議で政務活動費の取扱いを御協議いただくものでございます。

次に、第14条の「協議事項」でございます。ここでは、情報通信機器の運用について、この基準に定めのない事項や疑義が生じた場合は広報検討分科会において協議し、議長がこれを決定するといたしております。

最後に「附則」になりますが、この基準は、本日の企画調整部会、そして議会のあり方調査特別委員会全体会で全議員に承認された後、施行しようとするものであります。

会議での運用等については今後議会運営委員会にて、通信費用の政務活動費の取扱いについては今後各派代表者会議で御協議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上、「伊勢市議会情報通信機器使用基準（案）」の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎西山則夫会長

ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました「伊勢市議会情報通信機器使用基準について」御発言がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

吉井会長のほうからも後段言われましたように、この後、特別委員会等で承認された後に、ということになりますので、会議でのこのタブレットの運用などについて、あるいは通信費、それらがまだここには出てませんので、後の会議で決められるということですので御承知おきをいただきたいと思います。

御発言もないようですので、広報検討分科会から説明のありました「伊勢市議会情報通信機器使用基準について」は、広報検討分科会の提案のとおり議会のあり方調査特別委員

会の全体会へ提案していただくことにいたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

なお、議会のあり方調査特別委員会全体会については、すでに御案内をさせていただいておりますが、2月2日火曜日、午前10時開会を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、タブレット端末導入後の活用についてですが、議会における活用の方法として、「オンライン会議での利用」、「オンライン研修での利用」及び「ペーパーレス化の実施」等が考えられます。

暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午後1時06分

再開 午後1時16分

◎西山則夫会長

休憩を解きます。

ペーパーレス化の実施の検討でございますが、実施に向けて様々な検討が必要になってまいります。ただいま御協議いただきましたように広報検討分科会で協議することに決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい、御異議なしと認めます。

ありがとうございます。そのように決定いたしました。

この際ですので、企画調整部会で委員の皆さんほかに御意見等がございましたら御発言いただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫会長

はい。あと、広聴検討分科会、条例等検討部会からは特になし、今のところないということで確認をさせていただきます。

御発言もないようですので、この程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終了いたしました。

本日はこの程度で企画調整部会を閉会いたします。

ありがとうございます。

閉会 午後1時17分

上記署名する。

令和3年1月27日

会長 西山 則夫